

松庵小学校震災救援所運営連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、松庵小学校震災救援所運営連絡会（以下「連絡会」という。）という。

(目的)

第2条 連絡会は、松庵小学校震災救援所（以下「救援所」という。）の円滑な運営体制づくりを進めることを通じて地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、松庵小学校震災救援所運営管理本部（以下「運営管理本部」という。）を設置し、次の活動を行う。

- (1) 救援所運営管理のためのルールづくり及びマニュアルの作成
- (2) 救援所運営訓練及び救助資・機材の操作訓練等の企画・実施
- (3) 救援所の統括・運営
- (4) その他、連絡会が必要と認めた事項

(組織)

第4条 連絡会は、次の者より組織する。

- (1) 松庵町会・防災会役員
- (2) 松庵東町会・防災会役員
- (3) 久我山西自治会・防災会役員
- (4) 松庵小学校校長・副校長
- (5) 松庵小学校PTA役員
- (6) 松庵Y2（ワイワイ）クラブ役員
- (7) 松庵小学校震災救援所所長・所長補佐・所員
- (8) 西荻まこと幼稚園
- (9) ひまわり作業所
- (10) 松庵児童館
- (11) 松庵保育園
- (12) その他、会長が指名する者

(役員及び会計監査)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (4) 会計 | 2名 |

- (5) 担当役員 4名
- (6) 会計監査 2名

(役員及び会計監査の選出並びに職務)

第6条 役員は、担当役員を除き、連絡会構成員の互選により選出する。

- 2 会長は、連絡会を代表し、議長として会務を統括する。また、会長は、運営管理本部の本部長を兼ねる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。また、副会長は、地域住民2名を互選により選出する。
- 4 書記は、連絡会の議事を記録する。
- 5 会計は、金銭の管理及び収入支出の事務を行う。
- 6 担当役員は、会長が指名する者を充て、第3条に規定する活動を推進する。
- 7 会計監査は、金銭の管理及び収入支出の状況並びに事務執行の状況を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それを補充する。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで、その職務を行う。

(運営管理本部)

第8条 運営管理本部は、発災時に杉並区が設置する高井戸救援隊本体と連携を取り、救援所を統括・運営する。

- 2 運営管理本部には、本部長1名、副本部長3名、本部員5名、副本部員4名と次の執行部を置く。
 - (1) 庶務・情報部
 - (2) 物資等配給部
 - (3) 救護・支援部
 - (4) 施設管理部
- 3 副本部長は、救援所長(杉並区職員)、松庵小学校長及び会長が指名する地域住民1名の計3名とする。
- 4 本部員は、松庵小学校副校長と担当役員4名の計5名とし、そのうち担当役員4名は、第2項で規定する各執行部の部長を兼ねるものとする。

また、副本部員4名は、各執行部の副部長を兼ねるものとする。
- 5 各執行部の部員は、学校関係者、地域住民及び杉並区が指名する救援所所員並びに初動要員とする。

(会議)

第9条 会議は、定期総会、臨時総会、運営連絡会、役員会、運営本部会、各執行部会とする。

(会議の招集及び議決事項)

第10条 定期総会、臨時総会、運営連絡会、役員会は、会長が招集し、その議長となる。また、運営本部会は、本部長が招集し、その議長となる。各執行部会は、それぞれの部長が招集し、その議長となる。

2 定期総会は、毎年度1回開催することとし、毎年度の最初に開催する運営連絡会をもってその会議とする。また、臨時総会、第2回以降の運営連絡会、役員会、各執行部会は、必要に応じて開催する。

3 定期総会、臨時総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告、決算及び監査に関すること
- (3) 会則の変更に関すること
- (4) その他重要な事項に関すること

4 運営連絡会は、連絡会の運営に関する事項を協議する。

5 役員会は、運営連絡会で協議すべき事項を調整する。

6 運営管理本部は、第3条で規定する活動に関する事項を協議する。

7 各執行部会は、第3条で規定する活動に関する事項について調査・研究し、運営連絡会及び運営管理本部にその結果を報告する。

(議決)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会計)

第12条 連絡会の経費は、防災会・町会よりの拠出金、区の助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終えるものとする。

3 会計監査は、年度末に行い、定期総会で報告する。

(事務局)

第13条 連絡会の事務局は、杉並区立松庵小学校に置き、松庵小学校震災救援所所長・所長補佐、同小学校副校長が事務局の機能を担う。

附則

この会則は、平成17年6月22日から施行する。

この会則は、平成27年7月28日から施行する。

この会則は、令和元年6月15日から施行する。

